

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	14 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	22 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	15 件

千葉国民年金 事案 4048

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から同年 9 月まで

私は、申立期間当時、夫婦で A（業種）を経営し、経理担当の夫が夫婦二人の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料は夫が納付していたはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の夫は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っている上、A（業種）の経営を始めた昭和 60 年以降、申立期間を除き夫婦二人の国民年金保険料は全て納付されていることから、申立人の保険料の納付意識の高さが認められる。

また、申立期間は、6 か月と短期間であり、前後の期間の保険料は納付済みである上、オンライン記録によると、申立人及び申立人の夫は、申立期間直後の保険料を過年度納付しており、ほかに夫婦そろって追納した記録も存在することから、申立人の申述のとおり、申立人の夫が申立期間の保険料を夫婦一緒に納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年3月から55年3月まで
② 平成3年2月及び同年3月

年金事務所が管理する私の年金記録のうち、昭和53年3月から55年3月までの期間は父が国民年金保険料を納付してくれており、また、平成3年2月及び同年3月は妻の保険料と一緒に納付していたのだから、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、2か月と短期間である上、オンライン記録により、申立期間②に係る国民年金保険料の過年度納付書が夫婦同時期に発行されていることが確認でき、一緒に保険料を納付したとする申立人の妻は、申立期間②の保険料は納付済みであることを考慮すると、申立人の申立期間②の保険料は納付していたものと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金の記号番号は昭和55年10月9日に社会保険事務所（当時）からA市に払い出されており、この時点を基準とすると、申立期間①のうち53年6月以前の保険料は、時効により納付することができない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間①の保険料納付の前提となる別の記号番号が申立人に払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間①の保険料納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間①の保険料を納付したとする申立

人の父は既に亡くなっているため、申立期間①の保険料の納付状況は不明である上、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成3年2月及び同年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 4050

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月から同年 3 月まで

私は、婚姻前に勤めていた A（業種）の職場で集金の人に国民年金保険料を納付していた。昭和 45 年 1 月に婚姻したとき独立して自営となった後は、妻と一緒に保険料を納付していたのに、申立期間が未納となっているので納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、国民年金保険料を申立人の妻の分と一緒に納付していたと主張するところ、申立人の昭和 45 年 7 月から同年 9 月までの期間及び申立期間を含む申立人の妻の 44 年 4 月から 45 年 9 月までの期間の保険料は、夫婦一緒に同年 10 月 1 日に B 郵便局で納付されており、その後の期間も一緒に納付し続けていることが夫婦の国民年金手帳及びオンライン記録により確認できる。

また、申立期間の前後は長期間納付済みで申立期間以後に未納は無く、申立人の保険料の納付意識の高さが認められる。

さらに、申立期間は 3 か月と短期間であることを踏まえると、申立期間の保険料は納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から48年3月まで

私は、昭和47年2月に婚姻したとき、国民年金に加入していなかったため、義祖父が私の国民年金の加入手続を行うとともに、国民年金保険料を納付してくれた。その後も、夫と義父母の保険料とともに納税組合の集金人に保険料を納付してくれていたのに、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年4月28日にA町（現在は、B市）で払い出されており、申立期間は加入手続を行った当初の12か月間と短期間である上、申立人は、申立期間以外に未納は無い。

また、申立人の所持する国民年金手帳の検認記録から、申立人の主張どおり、加入手続時点で国民年金保険料を納付したことが確認できる上、申立人の義祖父が申立人の保険料とともに納付したとする申立人の夫及び申立人の義父母の保険料は、申立期間を含めて全て納付済みであることを考慮すると、申立人の申立期間の保険料は納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年5月から54年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年5月から54年2月まで

私は、申立期間について国民年金保険料が未納とされているが、会社を退職した後、母が国民年金の加入手続を行い、納税組合を通じて保険料を全て納付してくれており、未納とされていることは納付できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿により、申立人の国民年金の加入手続は、昭和53年7月19日に行われたものと推認でき、同時点で申立期間の国民年金保険料は現年度納付が可能である。

また、上記被保険者名簿の納付状況の記録欄において、昭和54年3月欄に「キャンプ」の記載が確認できることから、申立人は、同月に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから、同月については、国民年金保険料が一旦納付されたものの、国民年金の被保険者資格を喪失したことにより、保険料が還付された可能性がうかがえる。

さらに、申立期間は10か月と短期間である上、国民年金の加入手続を行った当初から保険料を未納にするとは考え難いことから、申立期間の保険料は納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

総務大臣から平成23年11月1日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについては、同日後に新たな事実が判明したことから、申立期間のうち、昭和37年7月29日から同年8月1日までの期間については、当該あっせんによらず、厚生年金保険法の規定に基づき、申立人のA社（現在は、B社）C本社における資格取得日を同年7月29日、資格喪失日を同年8月1日に訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、3万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年12月1日から30年2月1日まで
② 昭和30年8月30日から同年9月1日まで
③ 昭和37年7月29日から同年8月1日まで

私は、A社に昭和22年4月17日から50年2月28日まで継続して勤務していたが、申立期間①、②及び③について厚生年金保険の加入記録が欠落しているので、調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間③に係る申立てについては、当初、申立人のA社に係る申立期間③前後の厚生年金保険の記録（昭和36年11月20日から37年3月2日までの期間及び同年11月12日から38年4月5日までの期間）は、同社D支社における記録であるとする年金事務所の回答に基づき、B社から提出された申立人に係る社員台帳及び雇用保険の加入記録により、申立人はA社D支社に継続して勤務し、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められるとして、既に、当委員会において決定した厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づくあっせん案の報告に基づき、平成23年11月1日付

けで、総務大臣から年金記録に係る苦情のあっせんが行われている。

しかし、当該あっせん後に、年金事務所から、申立人の上記厚生年金保険の加入記録は、A社C本社の記録であり、先に同社D支社の記録としたことは誤りである旨の回答があり、同社C本社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が昭和36年3月28日に被保険者資格を取得し、41年3月1日に資格を喪失するまで申立期間③を含め、継続して厚生年金保険に加入していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間③について、申立人のA社C本社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和37年7月29日、資格喪失日は同年8月1日であると認められる。

また、申立期間③における標準報酬月額については、申立人のA社C本社の被保険者名簿における昭和36年10月の記録から、3万6,000円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の厚生年金保険被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（平成8年7月21日）及び資格取得日（同年8月21日）を取り消し、申立期間における標準報酬月額を59万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年7月21日から同年8月21日まで

私は、A社に平成5年3月から14年1月まで継続して勤務していたが、8年7月21日から同年8月21日の間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。当時の給与振込額が分かる預金通帳を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録によると、A社において平成5年3月22日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、8年7月21日に被保険者資格を喪失後、同年8月21日に同社において再度資格を取得しており、申立期間の同年7月に係る被保険者記録が無い。

しかし、申立人から提出された平成14年分退職所得の源泉徴収票・特別徴収票により、申立人は、A社に5年3月22日に入社し、14年1月19日に退職していることが確認でき、申立期間に当該事業所に勤務していることが確認できる。

また、申立人から提出された預金通帳により、申立期間を含む平成8年4月1日から9年1月1日までの期間において、当該事業所からほぼ同額（約58万円）の給与が振り込まれていることが確認できることから、申立期間においてもその前後の厚生年金保険被保険者期間と同様に厚生年金

保険料を含む社会保険料が控除されていることが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成7年10月の定時決定における標準報酬月額から、59万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主は社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び再取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成8年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を7万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月1日から同年10月1日まで

私の申立期間に係る年金事務所の厚生年金保険の標準報酬月額の記録と申立期間に実際に給与から控除されている厚生年金保険料が一致しない。申立期間当時勤務していたA社（現在は、B社）の給与支払明細票を提出するので、調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出されたA社の給与支払明細票により、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに

確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与支払明細票で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額の出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和29年9月1日から同年11月1日までの期間及び30年3月30日から31年11月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者記録のうち、29年9月1日の資格喪失日、同年11月1日の資格取得日、30年3月30日の資格喪失日、31年11月1日の資格取得日を取り消し、当該期間の標準報酬月額を29年9月から同年10月までは8,000円、30年3月から同年7月までは1万円、同年8月から31年10月までは1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年7月頃から29年1月5日まで
② 昭和29年9月1日から同年11月1日まで
③ 昭和30年3月30日から31年11月1日まで

私は、C社に勤務した元同僚2名と一緒に同社を退職した後、D（機関）でE（業務）等を行っていたが、C社と一緒に退職した元同僚のうち1名が私より先にA社に入社しており、私はその1週間後に同社に入社し、元同僚とは別の事業所で勤務した。A社には昭和33年まで継続して勤務したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②及び③については、申立人は、オンライン記録によると、A社において、昭和29年1月5日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年9月1日に資格を喪失後、同年11月1日に同社において再度資格を取得し、30年3月30日に再度資格を喪失後、31年11月1日

に再々取得しており、申立期間②及び③における厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、複数の元同僚の証言により、申立人がA社に正社員として申立期間②及び③においても継続して勤務し、厚生年金保険の加入記録のある期間と同一の雇用形態で同一業務に従事していたことが推認できる。

また、申立期間②及び③において厚生年金保険の加入記録のある複数の元同僚は、「申立期間②及び③当時、正社員は厚生年金保険に加入し、給与から厚生年金保険料が控除されていた。」と供述している。

さらに、申立人は、昼夜二交代制であったと供述しているところ、申立人と逆の勤務時間帯で同一業務に従事していた反対番の元同僚は、当初、申立人と同様に昭和 29 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間（申立期間②）及び 30 年 3 月 30 日から 31 年 10 月 13 日までの期間（申立期間③の一部）の厚生年金保険の加入記録が欠落していたが、同じく正社員で同一業務に従事していた元同僚に厚生年金保険の加入記録があり、複数の元同僚が当該反対番の元同僚の正社員としての継続勤務を証言していることなどを理由にあっせんとなり、記録が訂正されている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間②及び③における標準報酬月額については、申立人の当該事業所における昭和 29 年 8 月、30 年 2 月及び申立人と同世代で同一業務に従事していた元同僚の記録から、29 年 9 月及び同年 10 月は 8,000 円、30 年 3 月から同年 7 月までは 1 万円、同年 8 月から 31 年 10 月までは 1 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②及び③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失及び取得の届出が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主は社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間②及び③の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②及び③に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 一方、申立期間①については、A社が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和 28 年 11 月 1 日であり、申立期間①のうち、同日以前は当

該事業所が適用事業所となる前の期間である。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号「F」は、その払出票により、昭和 29 年 2 月 24 日に A 社に払い出された「G」から「H」までの連番の一つであり、払出しを受けた申立人を含む 6 名は、いずれも同年 1 月 5 日に被保険者資格を取得していることが確認でき、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録と一致する。

さらに、申立人の記号番号「F」に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）により、申立人は A 社において昭和 29 年 1 月 5 日に被保険者資格を取得している記録となっており、当該事業所の被保険者名簿及びオンライン記録と一致する。

加えて、申立人が自分よりも先に入社したとして氏名を挙げた元同僚の当該事業所における被保険者資格取得日は、申立人が被保険者資格を取得した 4 日前の昭和 29 年 1 月 1 日であり、当該事業所は、入社と同時に全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成18年5月1日から20年10月1日までの期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、18年5月から19年3月までは26万円、同年4月から20年8月までは30万円、同年9月は28万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の12万6,000円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を18年5月は24万円、同年6月から20年9月までは26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の平成19年8月8日、同年12月18日及び20年8月8日に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とはならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を19年8月8日及び同年12月18日は21万円、20年8月8日は19万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年5月1日から20年10月1日まで
② 平成19年8月8日

③ 平成 19 年 12 月 18 日

④ 平成 20 年 8 月 8 日

私の平成 18 年 5 月から 20 年 9 月までの標準報酬月額については、A 社が経営難のため、社会保険事務所（当時）と相談し、引き下げたことを会社側も認めている。また、19 年 8 月 8 日、同年 12 月 8 日及び 20 年 8 月 8 日の賞与については、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金事務所へ届出が行われていない。当該事業所は、過去に遡り全て元に戻すと文書及び口頭で説明しているが、既に時効が成立しているため年金記録に反映されないとのことであるので、第三者委員会において、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第 3 委員会判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録において、申立人の当該期間における標準報酬月額の記録は、当初 12 万 6,000 円と記録されたが、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の、平成 22 年 11 月に 18 年 5 月から 19 年 3 月までは 26 万円、同年 4 月から 20 年 8 月までは 30 万円、同年 9 月は 28 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（12 万 6,000 円）となっている。

しかし、事業主から提出された賃金台帳（給与・手当等）により、申立期間①のうち、平成 18 年 5 月から 19 年 8 月までの期間及び同年 11 月から 20 年 9 月までの期間は社会保険事務所に届けられている標準報酬月額に基づく保険料よりも高い保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、上記賃金台帳により、申立期間①のうち、平成 19 年 9 月から同年 10 月までは、12 万 6,000 円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されているが、同年 12 月の賃金台帳では、社会保険料調整額の控除が確認できるところ、当該調整額は、当該期間の標準報酬月額をその前後の期間の標準報酬月額と同額（26 万円）であったと仮定して算出した社会保険料額と 12 万 6,000 円の標準報酬月額に基づく社会保険料控除額との差額と一致することから、当該調整額は、同年 9 月から同年 10 月までの社会保険料控除額に対する調整額であったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していた

と認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、上記賃金台帳により、平成18年5月は24万円、同年6月から20年9月までの期間は26万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立期間①について当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に標準報酬月額の訂正の届出を提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間①の保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②、③及び④については、オンライン記録において、平成22年11月2日に事業主から賞与支払届が届け出られているが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とはならない記録とされている。

しかし、事業主から提出された賃金台帳（賞与等）により、申立人は、平成19年8月8日及び同年12月18日は21万円、20年8月8日は19万9,000円の標準賞与額に基づく保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②、③及び④の標準賞与額については、上記賃金台帳により、平成19年8月8日及び同年12月18日は21万円、20年8月8日は19万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間②、③及び④に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立期間②、③及び④について当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に当該賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間②、③及び④の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間②、③及び④に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成16年1月から同年12月までの期間に係る標準報酬月額記録については、同年1月から同年3月までは50万円、同年4月から同年12月までは44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、平成16年8月5日及び同年12月15日の標準賞与額について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を35万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年1月1日から17年1月1日まで
② 平成16年8月5日
③ 平成16年12月15日

私は、「ねんきん定期便」では、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が9万8,000円とされているが、標準報酬月額以上の厚生年金保険料を控除されている。また、平成16年8月及び同年12月に賞与が35万円支給され、保険料が控除されているにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。当該事業所の給与明細書及び賞与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①について、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は

決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、申立人から提出されたA社の給与明細書により確認できる報酬月額及び保険料控除額から、平成16年1月から同年3月までは50万円、同年4月から同年12月までは44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、顧問の社会保険労務士法人から提出された申立人に係る平成16年9月の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書により、申立人の標準報酬月額が9万8,000円で届けられていることが確認できることから、事業主は、給与明細書において確認できる標準報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立人は、申立期間②及び③について、標準賞与額の記録が無いことを申し立てているが、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②及び③の標準賞与額については、申立人から提出されたA社の賞与明細書により確認できる賞与額及び保険料控除額から、35万円とすることが必要である。

また、申立期間②及び③における賞与の支給日について、上記賞与明細書に記載は無く不明であるものの、申立人の預金通帳において確認できる当該事業所からの振込日により、申立期間②については平成16年8月5日、申立期間③については同年12月15日とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間②及び③に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立期間②及び③に係る賞与支払届を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成20年6月から同年12月までの期間及び21年2月に係る標準報酬月額記録については、20年6月及び同年7月は50万円、同年8月から同年12月までの期間及び21年2月は47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、平成17年12月12日、18年6月16日、20年6月20日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、17年12月12日は41万4,000円、18年6月16日は43万6,000円、20年6月20日は45万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、平成21年6月19日に係る標準賞与額41万8,000円に相当する賞与が事業主により支払われていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を41万8,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年6月1日から21年3月1日まで
② 平成17年12月12日
③ 平成18年6月16日
④ 平成20年6月20日
⑤ 平成21年6月19日

私は、年金事務所から送付されてきた「厚生年金保険の標準報酬月額と保険料納付額の月別状況」に記載されている厚生年金保険料納付額を確認したところ、平成20年6月から21年2月までの期間に支給された

給与から控除されている保険料額より低額になっている上、17年12月、18年6月、20年6月及び21年6月に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が無いので、調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、申立期間①から④までについては、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅した期間であるから、特例法を、申立期間⑤については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

- 2 申立期間①については、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち平成20年6月から同年12月までの期間及び21年2月の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書及びA社から提出された賃金台帳において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、20年6月及び同年7月は50万円、同年8月から同年12月までの期間及び21年2月は47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、平成20年6月1日付け健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届により、事業主は、実際の給与より低い報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ていることが確認できることから、その結果、社会保険事務所は、上記給与明細書及び賃金台帳から算出される標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められ

る。

一方、申立期間①のうち、平成 21 年 1 月の標準報酬月額については、上記給与明細書及び賃金台帳により確認できる報酬月額及び保険料控除額に相当する標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

- 3 申立期間②から④までについては、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②から④までの標準賞与額については、申立人から提出された給与明細書（賞与）及び当該事業所から提出された賃金台帳において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成 17 年 12 月 12 日は 41 万 4,000 円、18 年 6 月 16 日は 43 万 6,000 円、20 年 6 月 20 日は 45 万 4,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②から④までの保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立人の申立期間②から④までに係る賞与支払届を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 申立期間⑤については、厚生年金保険法の適用により認定することとなるところ、前述の給与明細書（賞与）及び賃金台帳により、平成 21 年 6 月 19 日に係る標準賞与額（41 万 8,000 円）に相当する賞与が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額を 41 万 8,000 円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和60年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年3月1日から同年4月1日まで

私は、A社に昭和59年4月から平成7年6月まで継続して勤務したのに、同社本店から同社C店へ転勤したときの、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、複数の元同僚の供述及びB社D（部門）から提出された事業主回答書から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和60年4月1日に同社本店から同社C店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本店における資格喪失時の社会保険事務所（当時）の記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出したことを認めていることから、事業主は資格喪失日を昭和60年3月1日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和52年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和46年4月1日にB社（現在は、C社）に入社し、同日から52年3月31日までA社に出向していた。しかし、同年4月1日にD社に異動した際に、A社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年3月31日と記録されており、同年3月が厚生年金保険に未加入の期間となっているので、調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、C社から提出された人事記録及び事業主の回答から判断すると、申立人は、同社及びその関連会社に継続して勤務し（昭和52年4月1日にA社からD社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和52年2月の社会保険事務所（当時）の記録から18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和52年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

千葉国民年金 事案 4053

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年7月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年7月から56年3月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、母が私の親族の保険料とともに、地元の納税組合の集金人に納付していたはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母が申立人の親族の国民年金保険料とともに、申立人の保険料を納税組合の集金人に納付していたと述べているが、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立人の兄及び申立人の妻は、申立期間は未納、申立人の父は、申立期間の保険料を過年度納付、申立人の母は、申立期間のうち昭和55年7月から同年9月までの期間の保険料を過年度納付し、同年10月から56年3月までの期間は未納となっていることが確認できることから、申立人の主張と相違する。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間以外にも未納期間が散見され、納付意識が高かったとは考え難い。

加えて、上記被保険者名簿において、申立人の申立期間は未納と記録されており、特殊台帳及びオンライン記録と一致している上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から10年1月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月から10年1月まで

私は、平成7年4月から11年3月まで、A（地名）にあった大学の学生寮で生活をしていた。申立期間当時、国民年金保険料の全額免除についてB市役所の職員が寮に来て、年度単位で免除申請手続を行っていたのに、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年11月から11年3月までの期間において、毎年、国民年金保険料の免除申請手続を行っていたと申述するところ、B市の国民年金被保険者履歴記録によれば、申立人の申立期間に係る平成9年度の免除申請届出日は10年3月26日、免除期間は同年2月及び同年3月と記録されており、オンライン記録と一致している上、申請免除の承認期間は申請月の前月以降であり、制度上、免除申請を遡って行うことはできない。

また、申立期間は平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書の作成等、事務処理の機械化が促進されており、記録漏れや記録誤り等が生じる可能性は少ない。

さらに、申立期間の保険料が免除されていたことを示す関連資料（免除申請書控等）は無く、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4055

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から55年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年4月から55年2月まで
私は、昭和52年頃、A区役所B出張所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。申立期間が未納となっているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の記号番号は、昭和55年7月1日に社会保険事務所(当時)からC市に払い出された記号番号の一つであり、前後の任意加入者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は同市において56年3月頃に行ったものと推認できることから、52年頃にA区で加入手続を行い、国民年金保険料を納付したとする申立人の主張と相違する上、申立人が加入手続を行った56年3月の時点では、申立期間のうち53年12月以前の保険料は、時効により納付することはできない。

また、C市の国民年金保険料納付状況通知書及びD市の国民年金被保険者名簿において、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に対して別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4056 (事案 3526 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成11年4月から12年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成11年4月から12年3月まで

私は、A県B市からC市に転入した直後に、国民健康保険の加入手続きと一緒に国民年金の加入手続きも行い、申立期間の国民年金保険料は、C市から送付された納付書で定期的に納付しているはずであり、前回の審議結果に納得できない。新たな資料を提出するので再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、B市からC市に平成11年2月21日に転入しているが、申立人が所持している国民年金手帳の住所欄により、12年6月19日に国民年金の住所変更手続きを行ったことが確認できること、ii) 申立人は、定期的に保険料を納付しており、遡って一括で納付したことはないと主張していること、iii) 申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどを理由に、既に当委員会の決定に基づき23年5月18日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人が新たに提出したC市の住民票により、申立人が平成11年2月21日にC市に転入し、住民票の異動届を同年2月22日に行ったことが確認でき、国民健康保険加入期間証明書及びC市役所D課の回答により、同日に国民健康保険の加入手続きを行ったことは確認できる。

しかし、申立人は、「平成11年2月22日にC市への転入手続き及び国民健康保険の加入手続きを行った際、同時に国民年金の住所変更手続きを行った。」と主張しているが、C市が保管する国民年金異動履歴により、申立人の国民年金の住所変更手続きが12年6月19日に行われたことが確認でき、

申立人の国民年金手帳の住所欄の記載と一致している。

また、オンライン記録により、申立人が平成 11 年 3 月に不在者（国民年金の届出上の住所で確認できない者）として扱われ、その後、12 年 6 月に所在が判明したことが確認でき、申立人が C 市への転入手続と同時に国民年金の住所変更手続を行ったとは認め難い。

さらに、C 市役所 D 課では、「申立期間当時、国民年金の住所変更手続の際、必ず国民年金手帳を持参するように説明していた。本人の国民年金手帳に転入後の住所を記載することで手続が完了する。」と回答している。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年から62年3月まで

私は、A市に転居した昭和53年頃に国民年金の加入手続を行い、夫が会社を退職し国民年金に加入した後は、夫の国民年金保険料と一緒に私の保険料も納付してきたのに、私だけが未納にされているのは納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市が保管する国民年金の加入勧奨状に対する返信はがきの写しにより、申立人は、昭和62年12月付けで国民年金に加入することを同市へ返答していることが確認できる上、同市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿に「62.12 シモ シンキシユトク」と記載されていることから、申立人が同年12月後半に国民年金の加入手続を行ったと推認できる。

また、昭和62年12月時点において、申立期間のうち60年9月以前の国民年金保険料は時効により納付できない上、申立人は、「過去に遡ってまとめて保険料を納めた覚えは無い。」と述べている。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿による縦覧調査の結果、申立期間の保険料納付の前提となる別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から45年2月までの期間、46年2月から同年5月までの期間、同年11月、47年1月、48年1月から同年2月までの期間及び同年3月から53年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年11月から45年2月まで
② 昭和46年2月から同年5月まで
③ 昭和46年11月
④ 昭和47年1月
⑤ 昭和48年1月から同年2月まで
⑥ 昭和48年3月から53年11月まで

私は、若い頃から両親に年金の重要性についてよく聞いており、母が国民年金の加入手続きを行い、結婚するまでは国民年金保険料を納付してくれ、結婚後は自分が納付していたはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母が国民年金の加入手続きを行い、結婚するまでは国民年金保険料を納付してくれたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年12月22日に国民年金に任意加入した際に払い出されており、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、A県及びB県管内において、別の手帳記号番号が払い出されたことは確認できない。

また、加入手続きが行われた昭和53年12月は第3回特例納付実施期間中であり、同時点で、申立期間①から⑤までの保険料については特例納付が可能であるが、申立人は、過去に遡って保険料を納付したことはないと申述している上、オンライン記録において、申立期間①から⑤までの間の4

回の厚生年金保険の被保険者期間に係る資格得喪の記録は、平成 21 年 11 月 9 日に追加処理されていることが確認でき、追加処理の時点では、申立期間①から⑤までは時効により保険料を納付できない。

さらに、申立期間⑥については、申立人の年金手帳には、昭和 48 年 3 月 * 日に結婚したことにより強制加入被保険者資格を喪失後、53 年 12 月 22 日に任意加入被保険者資格を取得したことが記載されており、オンライン記録と一致することから、申立期間⑥は未加入期間であり、制度上、保険料を納付できない期間である。

加えて、申立人は、結婚による氏名変更、住所変更及び種別変更手続等についての記憶が曖昧であり、国民年金の加入手続及び申立人が結婚するまでの保険料納付を行っていたとする申立人の母は、加入手続、保険料額等に関する記憶が曖昧であることから、申立期間における保険料の納付状況は不明である。

このほか、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年12月から61年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年12月から61年6月まで

私の母は、昭和61年7月にA市役所B支所で国民年金の加入手続きを行い、59年12月から61年6月までの国民年金保険料を納付してくれたが、その期間が未納期間とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母が昭和61年7月頃に国民年金の加入手続きを行ったと主張しているところ、申立人が所持する年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号の前後の第3号被保険者の該当処理日により、申立人の国民年金の加入手続きは、63年8月頃に行われたと推認でき、同時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない。

また、A市役所は、同市役所B支所では過年度保険料の収納及び過年度納付書の発行は行っていなかったと回答している。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間の保険料を納付する前提となる別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、国民年金の加入手続き及び保険料納付を行ったとする申立人の母は、保険料納付時期、納付方法、納付金額等について明確に記憶しておらず、保険料の納付状況は不明である。

このほか、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 7 月 1 日から平成元年 4 月 1 日まで
私は、A社設立以来経営は順調だったのに、申立期間の昭和 60 年 7 月から平成元年 3 月までの標準報酬月額が引き下げられていることは納得できない。20 年以上前のことなので説明できる資料は無いが、調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、昭和 62 年 9 月 14 日付けで、申立人及び申立人の妻の 60 年 7 月から 62 年 9 月までの標準報酬月額が、申立人については 41 万円から 26 万円に、申立人の妻については 15 万円から 9 万 8,000 円に遡及して訂正されていることが確認できる。

しかし、A社の商業登記簿謄本により、申立人は当該事業所の代表取締役であり、申立人の妻は取締役であったことが確認できる上、当該事業所の厚生年金保険被保険者は申立人のほかに申立人の妻と従業員一人のみである。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第 1 条第 1 項ただし書において、特例対象者が、事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録の訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、特例対象者として特例法第 1 条第 1 項ただし書に規定されている「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間については、特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

千葉厚生年金 事案 4309

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 1 月 29 日から同年 3 月 1 日まで
② 昭和 51 年 12 月 31 日から 52 年 1 月 1 日まで

私は、申立期間にA市に所在するB事業所に勤務したが、管理会社であるC社が倒産した以降、D事業所、E社へと管理会社に変更され、厚生年金保険の適用事業所が変更されていることを知らされていなかった。最終的には、上記管理会社の親会社であるF社において厚生年金保険被保険者資格を取得したが、社会保険庁（当時）の記録では、上記管理会社の変更に伴い、申立期間のとおり、被保険者記録に2か所の欠落が生じている。申立期間にB事業所に継続して勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者記録に欠落があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、雇用保険の加入記録により、申立人は、C社に勤務していたことは確認できる。

しかし、上記雇用保険の加入記録には離職日の記載が無い上、複数の元同僚は、「C社が倒産したため、D事業所が受け皿会社になった。」とそれぞれ供述していることから、申立人の申立期間①に係るC社及びD事業所に係る勤務期間について特定できない。

また、元同僚の一人は、「C社及びD事業所の実質的な経営者は同一人物であった。」と供述しているが、D事業所に係る適用事業所台帳及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿に事業主名の記載は無い上、C社の元事業主の妻は、「夫は、D事業所の社長ではなかった。」と回答していることから、両事業所の関連性について確認できない。

さらに、C社及びD事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくな

っており、C社の元事業主からは申立期間①当時の状況について聴取できず、D事業所の元事業主は所在が不明であることから、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、雇用保険の加入記録及び複数の元同僚の供述により、申立人は、昭和 52 年 1 月 1 日までE社に勤務していたことは確認できる。

しかし、E社は、昭和 51 年 12 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間②は適用事業所でなくなった後の期間である。

また、E社の元事業主は既に死亡しており、当時の賃金台帳、源泉徴収票等の関係書類の所在は不明であることから、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4310（事案 1425 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月 1 日から 33 年 2 月 1 日まで
前回の申立てにおいて、「複数の元同僚に聴取しても、申立人の申立期間における勤務について証言を得ることはできなかった。」と判断されたが、夫は年金や税については、間違いなく納付していた。今回、申立期間を昭和 28 年 4 月 1 日から 33 年 2 月 1 日までに訂正した上で、A 社 B 支店の名刺及び同社での勤務が記載された履歴書を提出するので、調査して申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。
（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A 社 B 支店を継承する同社 C 支店において、申立人の正社員としての在籍が確認できず、複数の元同僚に聴取しても、申立人の申立期間における勤務実態について証言を得ることができない上、複数の元同僚は、「当時、従業員は臨時社員として採用され、正社員になってから厚生年金保険に加入した。」と供述しているところ、当該事業所から提出された「D（資料）」に、臨時職員は 4 年間の勤務実績を考慮して正社員として認められる旨記載されていることから、当該事務所では、当時、入社後一定期間経過後に正社員になった者を厚生年金保険に加入させていたと推認できることなどを理由に、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 12 月 16 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人から提出された履歴書及び A 社 B 支店の申立人の名刺並びに元同僚の証言により、申立人が申立期間において、当

該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社C支店は、「昭和 20 年代の正社員名簿に申立人の氏名が無いことから、申立人は臨時採用された職員と思われる上、臨時従業員から正社員への選考を 32 年 1 月 1 日現在の在籍者から実施しているが、そのリストに申立人の氏名は無い。」と回答している。

また、当該事業所から提出された「D（資料）」及び「E（資料）」により、昭和 32 年 1 月 1 日現在に 2 か月以上継続勤務し、労使双方が認定した者のうち、1 回に限り選考試験を行い、採用対象となった者について実情を勘案し、当該対象となった日から 4 年間には、全員を本採用すると規定されているところ、当該事業所は、「当時、厚生年金保険に未加入の社員は多数いたが、35 年の本社の改善指示に基づき、順次正社員とし、厚生年金保険の非加入者の解消を図った。」と回答している。

一方、申立人は、オンライン記録により次の勤務先であるD社において昭和 34 年 2 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人はA社B支店において臨時従業員のまま退職したことが推認される。

さらに、A社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、ほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年5月頃から38年10月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和42年5月1日から同年8月26日までの期間、同年10月5日から同年11月26日までの期間、43年2月20日から同年10月20日までの期間及び同年12月1日から44年12月21日までの期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和37年5月頃から38年10月1日まで
② 昭和42年5月1日から同年8月26日まで
③ 昭和42年10月5日から同年11月26日まで
④ 昭和43年2月20日から同年10月20日まで
⑤ 昭和43年12月1日から44年12月21日まで

私は、A社に昭和37年5月頃から38年9月30日まで勤務しており、60歳のときに社会保険事務所（当時）に行った際、同社の厚生年金保険加入記録があると言われたにもかかわらず、申立期間①が厚生年金保険被保険者記録に記載されていないことに納得できないので調査してほしい。

また、申立期間②から⑤までについては、脱退手当金が支給されたことになっているが、受給した覚えは無く、納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、元同僚の証言により、申立人が、申立期間①にA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和37年9月1日であり、申立期間①のうち同年8月以前は適用事業所になる前の期間であ

る。

また、複数の元同僚に照会したが、申立人の申立期間①における勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について具体的な証言を得ることはできない。

さらに、当時の事業主は既に死亡しており、申立期間①当時の関係資料は所在不明であることから、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できない。

加えて、当該事業所が適用事業所になった昭和 37 年 9 月 1 日に被保険者資格を取得している者は 13 人で、厚生年金保険被保険者台帳記号番号は連番となっており、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿に申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②から⑤までについては、脱退手当金の支給に係る脱退手当金裁定請求書及び厚生年金保険脱退手当金裁定何が現存しており、当該裁定何には、申立期間②から⑤までに係る各事業所を所管する社会保険事務所から被保険者資格関係事項の照会に対する回答年月日が記載されている上、申立期間②から⑤までの脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

また、脱退手当金の支給対象期間の最終事業所における資格喪失日から約 5 か月後の昭和 45 年 5 月 16 日に支給決定されており、事業主が代理請求を行った可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②から⑤までに係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間②から⑤までの前にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間②から⑤までと未請求の期間は、別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されていることが確認できる上、申立人は、「最初の頃は、勤務していたことは記憶していたが、厚生年金保険の加入については意識していなかった。」旨述べていることを踏まえると、当該未請求の期間があることに不自然さはない。

千葉厚生年金 事案 4312 (事案 3470 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
私は、平成 9 年 4 月に A 社に入社し、10 年 11 月末に退職して、B 社に転職した。申立期間については、A 社に継続して勤務しており、銀行発行の取引明細証明書には、A 社からの給与振込額の記載があることから、給与から厚生年金保険料も控除されていたことは明らかであるので、申立期間の厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、雇用保険の加入記録により、申立人は、平成 10 年 10 月 31 日に A 社を離職していることが確認でき、離職日の翌日を資格喪失日とする厚生年金保険の記録と符合する上、申立人と同様に、同年 11 月 1 日に同社で被保険者資格を喪失し、同年 12 月 1 日に B 社で資格取得している者のうち 1 名から提出された 10 年分給与所得の源泉徴収票 (A 社発行) において、同人は、同年 10 月 31 日に A 社を退職し、同年 11 月の厚生年金保険料は控除されていないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、23 年 5 月 11 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、銀行発行の取引明細証明書を提出し、A 社から給与振込がされているので、申立期間における保険料は控除されていたことは明らかであると主張している。

しかし、今回、A 社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書 (平成 10 年 11 月 13 日付けで管轄の社会保険事務所 (当時) の確認印が押されている。) により、申立人が 10 年 11 月 1 日に資格を喪失していることが確認でき、オンライン記録と一致する。

また、A社から提出された社会保険事務所作成の同社に係る健康保険料・厚生年金保険料・児童手当拠出金増減内訳書（平成10年11月）における申立人ほか8名の10年11月の増減額に係る記載から、申立人については同年11月の保険料を徴収しない旨の通知が行われていることが確認できる。

さらに、A社から提出された申立人に係る雇用保険被保険者離職証明書（事業主控）において、離職日は平成10年10月31日と記録されており、離職日の翌日を資格喪失日とする厚生年金保険の資格記録と一致する。

これらのことから、事業主は、申立人が平成10年10月31日に離職し、同年11月1日を資格喪失日とする届出を行い、その結果、社会保険事務所は同日を厚生年金保険被保険者資格喪失日として処理していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 8 月 26 日から 45 年 7 月 1 日まで
私は、昭和 43 年 8 月 26 日から 45 年 6 月末日まで、A 区 B に所在した C 社に継続して勤務したので、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る C 社の所在地、事業主の氏名、従業員数等を詳細に供述していることから、勤務期間は特定できないものの、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、C 社は、昭和 49 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所になる前の期間である。

また、閉鎖登記簿謄本により、C 社は平成元年 12 月 3 日に職権により解散している上、事業主は所在不明であり、申立期間当時の給与明細書等関連資料の所在は不明であることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人は事業主を除き、従業員の氏名は記憶していないことから、C 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 49 年 6 月 1 日に資格を取得した 8 人の被保険者のうち連絡先の判明した 4 人に照会し 3 人から回答を得たが、申立人の厚生年金保険の加入状況について具体的な証言を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4314 (事案 184 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 7 月 27 日から 36 年 2 月 20 日まで

私は、昭和 35 年 5 月に A 事業所に入社し、36 年 8 月まで継続して勤務したにもかかわらず、その途中の申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。元同僚が私の継続勤務を証明してくれた確認証明書を提出するので、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないこと、ii) A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は、昭和 35 年 7 月 27 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、36 年 2 月 20 日に再度、被保険者資格を取得していること、iii) 申立人の健康保険被保険者証の整理番号が異なる番号で二度払い出されていることなどを理由に、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 11 月 5 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料として A 事業所の元同僚が申立人の申立期間における継続勤務を証明した確認証明書を提出している。

しかし、確認証明書を記載した元同僚は、「申立人の勤務期間を具体的に覚えていない。」「私は、具体的な時期は覚えていないが、A 事業所には 2 回勤務した。2 回目に A 事業所に勤務したときには申立人はいなかったと思う。」と供述しており、当該元同僚の 2 回目の被保険者期間が申立期間と一部重複することを考え合わせると、申立人と当該元同僚の供述が一致せず、確認証明書だけをもって、申立人が申立期間に継続して勤務

していたとは推認し難い。

また、申立人は、A事業所の元同僚として7名の氏名（一部は姓のみ）を挙げているところ、うち6名の氏名が被保険者名簿で確認できるが、連絡が取れたのは上記の元同僚を含め2名のみであり、もう1名の元同僚も「申立人の勤務期間について具体的に記憶していない。」と供述していることから、申立人の申立期間における勤務実態は確認できない。

さらに、A事業所は、昭和36年9月26日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の適用の有無及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、ほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4315（事案 2647 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年9月10日から29年1月6日まで
② 昭和29年5月12日から30年4月1日まで

私は、申立期間①についてはA社に、申立期間②についてはB社に勤務し、厚生年金保険料を控除されているので、それぞれの期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「昭和28年9月10日から29年4月9日までA社に勤務したが、28年9月10日から29年1月6日までが厚生年金保険被保険者期間となっていない。」と主張している。

しかし、申立人がA社と一緒に入社したと主張する元同僚3名の当該事業所での厚生年金保険の被保険者資格取得日は、いずれも申立人と同日の昭和29年1月6日となっている上、前回調査時に連絡が取れた2名に再度連絡したところ、2名共に、「当時、入社後すぐには厚生年金保険に加入させてもらえなかった。」と供述している。

また、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、申立人のA社における資格取得日は昭和29年1月6日と記録されており、オンライン記録と一致する。

さらに、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立人は、前回、申立期間②と一部重複する昭和 29 年 4 月 10 日から同年 11 月 10 日までの期間について、「A社に勤務した。」と申し立てており、当該期間については、i) 当該事業所は、29 年 7 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同年 7 月 30 日以降は厚生年金保険の適用事業所ではないこと、ii) 元同僚から申立人の勤務実態について具体的な証言を得られなかったこと、iii) 申立人と同じく 29 年 1 月 6 日に資格取得し、同年 4 月 10 日に資格喪失している元同僚は、「私の資格喪失日は合っていると思う。」と供述していることなどを理由に、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 11 月 10 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立内容を変更し、「昭和 29 年 5 月 12 日から 30 年 7 月 14 日まで B 社に勤務していた。」と主張している。

しかし、B 社は、昭和 30 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②のうち同年 2 月以前は厚生年金保険の適用事業所になる前の期間である。

また、申立人が B 社と一緒に入社したと主張する元同僚 2 名のうち、1 名は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になった昭和 30 年 3 月 1 日に資格取得し、もう 1 名は、申立人と同じく同年 4 月 1 日に資格取得していることが当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる。

さらに、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、申立人の B 社における資格取得日は昭和 30 年 4 月 1 日と記録されており、オンライン記録と一致する。

加えて、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、ほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月1日から37年6月1日まで

私は、昭和30年4月1日から39年4月末日まで、継続して実家のA県B町で兄が経営するC社にD（業務）の手伝いとして勤務し、決まった給料はもらわなかったが、この間の厚生年金保険料を納めていたので、厚生年金保険の被保険者記録が欠落していることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、C社の元事業主の供述により、申立期間において、同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、元事業主は、「申立人は、昭和30年4月から家事手伝いの延長としてD（業務）をしていた。給料は決まった金額ではなかった。詳しいことは分からない。」と回答している上、同社の社会保険事務担当者は既に死亡していることから、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人が氏名を挙げた複数の元同僚は、いずれも、「申立人がいつから勤務したか覚えていない。申立期間の給与及び社会保険のことは何も知らない。」と供述しており、申立人の勤務期間及び保険料の控除について確認できない。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿において、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は昭和37年6月27日に払い出されていることが確認できる上、同記号番号に係る健康保険厚生年金保険被保険者台帳において、申立人は、同年6月1日に同社における厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、オンライン記録と符合する。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間中の昭和35年

10月1日に国民年金の被保険者資格を取得し、36年4月から37年5月までの国民年金保険料を納付している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 15 日から同年 9 月 5 日まで
② 昭和 34 年 9 月 5 日から同年 11 月 2 日まで
③ 昭和 35 年 9 月 10 日から同年 12 月 5 日まで

私は、申立期間①において、A区のB社に正社員として勤務し、C（作業）に従事したが、この間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落していることは納得できない。

また、昭和 34 年 9 月 5 日からD市のE社に正社員として勤務し、F（業務）に従事したが、申立期間②に係る被保険者記録が欠落していることは納得できない。

さらに、昭和 35 年 9 月 10 日からG市のH社に正社員として勤務し、I（業務）に従事したが、申立期間③に係る被保険者記録が欠落していることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「昭和 34 年 4 月 15 日から 5 か月間 J（職種）としてB社に勤務していた。」と主張している。

しかし、当該事業所は昭和 56 年 7 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間①における勤務実態について確認できない。

また、申立期間①当時の当該事業所の役員は、「申立人を覚えていないが、当時、採用から 3 か月間の試用期間を設けていた。また、3 か月を超えても、長期間の勤務が見込めない者については、最初から厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答している。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間①に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除につい

て確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人の所持するK（団体）の会員手帳には、「L」と記載され、事業主の印が押されていることから、申立人がE社に勤務していたことは確認できる。

しかし、当該事業所は平成 16 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主から調査協力が得られないため、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できない。

また、当該事業所において、申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している 2 名の元同僚の所在はいずれも判明せず、申立期間②当時に被保険者記録のある元同僚のうち、所在の判明した 3 名に照会したところ、回答があった元同僚は、「申立人を覚えていない。」と供述しており、申立人の勤務期間及び保険料の控除について、具体的な供述を得ることはできない。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、当該事業所において昭和 34 年 11 月 2 日に被保険者資格を取得したことにより、新規に払い出されたことが確認でき、当該資格記録の記載に訂正等の不自然な形跡は無く、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③については、上記会員手帳及び雇用保険の加入記録から、申立人がH社に勤務していたことは確認できる。

しかし、当該事業所から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書により、申立人は、昭和 35 年 12 月 5 日に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、オンライン記録と一致する。

また、当該事業所の元同僚は、「当時、H社は、入社から 3 か月間の見習（試用）期間があり、誰も同じ扱いだった。私も、入社して 3 か月後から厚生年金保険に加入している。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間③における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4318

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月から53年9月まで

私がA社に勤務していた期間は、会社から健康保険被保険者証を交付されていたと記憶しており、厚生年金保険に加入していたと思うので、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の元同僚の証言により、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、当該事業所は平成2年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間は適用事業所になる前の期間である。

また、当該事業所は、「申立期間の昭和46年から53年までは厚生年金保険の適用事業所でなかった。」、「申立期間当時の健康保険は、B健康保険組合であり、健康保険料は給与から控除していたと思う。」と回答している。

さらに、当該元事業主及び複数の元同僚は、申立期間は国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることがオンライン記録において確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4319

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月 1 日から 39 年 4 月 16 日まで
② 昭和 40 年 5 月 14 日から 42 年 4 月 26 日まで

私は、A社（現在は、B社）C支店を退職する際、脱退手当金の説明を受け、請求手続を行った覚えはあるが、脱退手当金は受領したか覚えていない。また、D社を退職する際は、脱退手当金の説明は受けておらず、請求手続を行った覚えは無く、受領した覚えも無いので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間②に勤務していたD社を退職した後の昭和 43 年 3 月 26 日に姓が変わっているところ、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿において、脱退手当金が支給決定されている 44 年 5 月 16 日に近接する同年 4 月 28 日に、氏名変更されていることが確認できることを踏まえると、当該脱退手当金の請求に併せて当該変更が行われたと考えるのが自然である。

また、当該事業所に係る事業所別被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人は、A社C支店を退職後に脱退手当金の請求を行った覚えがあると申述しているところ、当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、1週間以内に被保険者資格を再取得していることから、仮

に、申立人が当時脱退手当金を請求していたとしても、旧厚生年金保険法第 72 条により、脱退手当金の受給権が消滅し、社会保険事務所（当時）が脱退手当金の手続を取り消したものと推認できる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4320

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 5 月頃 から 44 年 6 月頃 まで
私は、申立期間に勤務していたA事業所の厚生年金保険の被保険者期間が欠落しているため、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 43 年 5 月頃 から 44 年 6 月頃 まで A 事業所に勤務していた。」と主張している。

しかし、オンライン記録によると、当該事業所は昭和 44 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所になる前の期間であることが確認できる。

また、当該事業所は既に適用事業所でなくなっている上、元事業主は死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、当該事業所が、適用事業所になった日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した 8 人全員は、申立期間は厚生年金保険の被保険者期間となっていない上、複数の元同僚は、「当該事業所が新規適用になったのは昭和 44 年 12 月と記憶している。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4321

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 5 月 1 日から 58 年 9 月 28 日まで
私は、A事業所（現在は、B事業所）の紹介で、C事業所D店のE（場所）で勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、F社に昭和 57 年 5 月 1 日から 58 年 9 月 28 日まで勤務していたことは確認できる。

しかし、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の事業主は死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間当時の当該事業所のG（役職）は、「H（業種）から紹介されて来る人は、短時間勤務及び不規則な勤務が多かったので、国民健康保険や国民年金に加入してもらっていたと思う。」と回答している上、申立人が記憶していた当該事業所の元I（役職）は、「当時、H（業種）の紹介でJ（業務）をしてもらう人は、C事業所に沢山いたので、申立人のことは覚えていない。また、その人たちは、F社の正社員ではないので、厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と供述している。

さらに、申立人は、申立期間は国民年金に加入し、国民年金保険料の全額免除を受けている上、K市役所から提出された国民健康保険加入記録によると、申立人は、K市に転入した昭和 53 年 6 月 15 日に国民健康保険の被保険者資格を取得し、厚生年金保険に加入した 61 年 8 月 2 日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

加えて、当該事業所の事業所別被保険者名簿において、申立人の氏名は

無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4322

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 55 年 11 月まで

私は、申立期間において勤務していたA社に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いが、元同僚が給与明細書を見て、厚生年金保険料を控除され手取額が少ないと話していたことを覚えていることから、私も厚生年金保険に加入していたと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び元同僚の証言により、勤務期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、当該事業所は、昭和 49 年 9 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、再び適用事業所となったのが 61 年 7 月 1 日であり、申立期間は適用事業所となっていない期間であることが確認できる。

また、元同僚は、「申立期間当時は、国民健康保険組合及び国民年金事務組合に加入し、給与から保険料を控除されていた。」と供述しているところ、複数の元同僚についてオンライン記録を調査したところ、申立期間は国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。